

旧	新
<p style="text-align: center;">前払輸入保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00037 沿革 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(<u>応諾テレックス等の取扱い</u>)</p> <p>第 5 条 前払輸入保険の申込に際し、前払輸入契約の相手方からの<u>応諾テレックス</u>、電報又はこれに準ずるもの(以下「<u>テレックス等</u>」という。)により前払輸入契約の内容について必要な事項が確認できる場合には、<u>テレックス等</u>の入手をもって前払輸入契約の当事者間の合意が成立したものと推定する。</p> <p>2 前払輸入者は、前項により保険契約の申込を行った場合には、前払輸入契約の相手方の応諾サインのある前払輸入契約書又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。</p> <p>3 保険金の請求をする場合には、前払輸入契約を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。</p> <p>以下略</p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00037 沿革 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 17 年 9 月 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(<u>電子メール等の取扱い</u>)</p> <p>第 5 条 前払輸入保険の申込に際し、前払輸入契約の相手方からの<u>電子メール</u>、電報又はこれに準ずるもの(以下「<u>電子メール等</u>」という。)により前払輸入契約の内容について必要な事項が確認できる場合には、<u>電子メール等</u>の入手をもって前払輸入契約の当事者間の合意が成立したものと推定する。</p> <p>2 前払輸入者は、前項により保険契約の申込を行った場合には、前払輸入契約の相手方の応諾サインのある前払輸入契約書又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。</p> <p>3 保険金の請求をする場合には、前払輸入契約を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。</p> <p>以下略</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。</u></p>